

奈良県告示第五百八十四号

平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

表手話通訳者登録試験の項中「健康福祉部障害福祉課」を「福祉医療部障害福祉課」に改め、同表介護支援専門員実務研修受講試験の項中「健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進室」を「福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課」に改め、同表准看護師試験の項中「医療政策部地域医療連携課医師・看護師確保対策室」を「福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」に改め、同表毒物劇物取扱者試験の項及び登録販売者試験の項中「医療政策部薬務課」を「福祉医療部医療政策局薬務課」に改め、同表なら食と農の魅力創造国際大学校入学試験（フードクリエイティブ学科）の項を次のように改める。

なら食と農の魅力創造国際大学校入学試験（フードクリエイティブ学科）	総合得点	合格発表の日 から起算して 一月間	なら食と農の魅力創造国際大学校
-----------------------------------	------	-------------------------	-----------------

表なら食と農の魅力創造国際大学校入学試験（アグリマネジメント学科）の項中「二次試験の」を削る。